



亀岡市監査公表 第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年度定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 小川克己

令和4年度定期監査及び行政監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>産業観光部</p> <p>○商工観光課</p> <p>(ア) 市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先が書面で提出されていなかった。</p> <p>緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先を書面で提出させ、管理体制を明確にされたい。</p>	<p>会計年度単位で定めた収入金の納期限については、チェックリストを作成し、原則4月末日を納期限として設定するよう適正な事務処理を徹底します。</p> <p>川の駅・亀岡水辺公園の運営管理の緊急時の連絡先については、迅速な対応につなげることができるよう緊急時連絡先を提出させました。また、あわせて連絡様式を毎年度、その提出を求め、管理体制を明確にすることとします。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>こども未来部</p> <p>○子育て支援課</p> <p>児童扶養手当返還金及び児童手当返還金について、調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>○保育課</p> <p>市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>健康福祉部</p> <p>○地域福祉課</p> <p>(ア) ふれあいプラザ使用料及び市有地占用料について、調定が行われていなかった。</p> <p>地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>調定処理を行うとともに、今後は、同様の事例が発生しないよう、規定に基づき、適正な調定処理を行うよう徹底することとしました。</p> <p>規定に基づき、適正な納期限を設定し、納入者に通知するよう徹底することとしました。</p> <p>歳入の収入については、規定に基づき必ずこれを調定し、納入義務者に対して通知をするよう改善した。なお、当該使用料及び占有料については調定処理を行った。</p>

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>(イ) 社会福祉法人社会福祉協議会活動補助金（人件費補助）について、交付根拠としている規定では補助対象外となる職員の人件費を含めて交付決定していた。 速やかに規定を改正されたい。</p> <p>(ウ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金交付事業に係る事務補助業務について、委託先から仕様書に定める書類が一部提出されていなかった。 適正な事務処理をされたい。</p>	<p>交付根拠となる規定を、交付要綱の趣旨に則した内容に改正した。</p> <p>仕様書に定める書類の提出を求め、委託先から提出させた。</p>